

平成28年4月

一般社団法人 全国建設業協会 御中

東日本建設業保証株式会社



地域建設業経営強化融資制度に係る  
公共工事金融保証事業の実施期間の延長について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社前払金保証事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、地域における災害対応やインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設業界を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このため、国土交通省では、地域の中小・中堅建設企業の資金調達を支援するために創設した「地域建設業経営強化融資制度」の事業期間を平成32年度末まで5年間延長することとしました。

弊社においても、建設企業に対する施工資金の円滑な供給、信用補完に資するため、公共工事金融保証事業を継続することといたしました。

いさきかなりとも建設業界のお役に立てればと存じますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

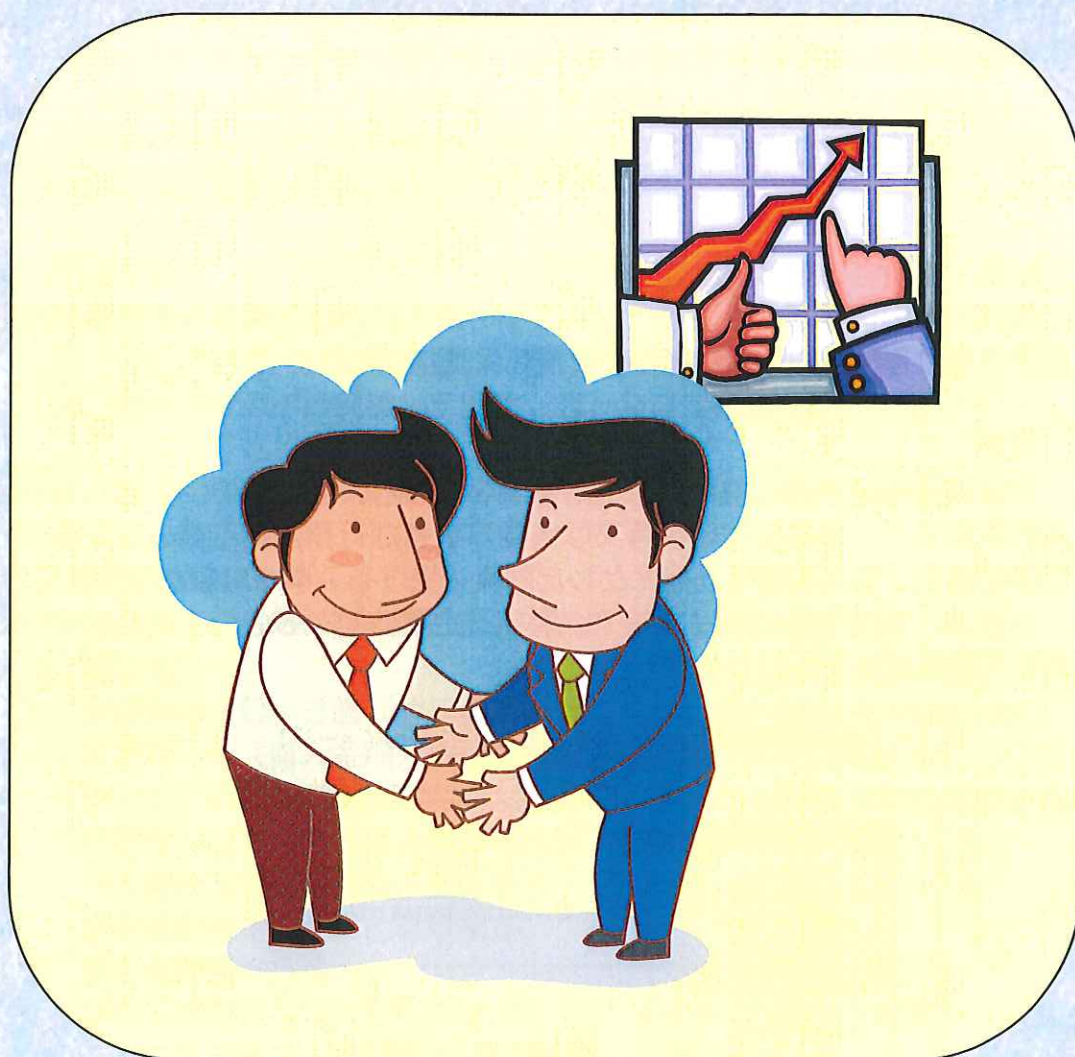
なお、当事業の概要につきましては、別添「公共工事金融保証のご案内」をご参照ください。

敬 具

～地域建設業経営強化融資制度～

# 公共工事金融保証のご案内

【平成28～32年度版】



平成28年4月



東日本建設業保証株式会社



## 建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証事業につきましては、平素よりご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、国土交通省が平成 20 年 11 月に創設した、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るための「地域建設業経営強化融資制度」は、これまでに国や地方公共団体など多くの公共工事発注機関で採用されてきました。また、平成 22 年 12 月より「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」まで対象範囲が拡大され、より多くの工事をご利用いただけるようになりました。

当社では、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資と併せて、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に係る債務の保証（公共工事金融保証事業）を引き続き実施しております。

※「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の一般財団法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事です。  
このような民間工事であれば、当社の公共工事金融保証事業における「公共工事」として金融保証をご利用いただける場合があります。  
(詳しくは当社営業部・支店にお問い合わせください。)

### 1. 公共工事金融保証事業とは

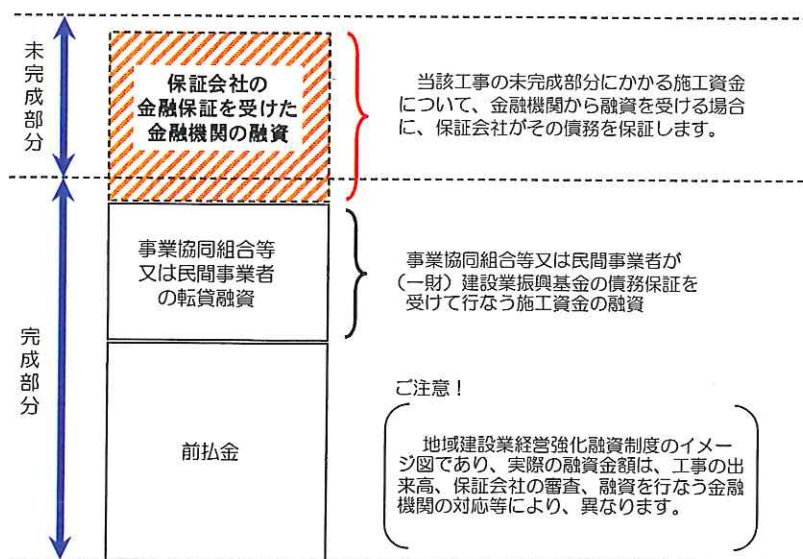
建設企業の皆様へ、受注した公共工事の施工に必要な資金を金融機関から融資を受ける場合に、当社がその債務を保証するものです。

### 2. 対象となる工事

地域建設業経営強化融資制度の対象工事のうち、当社との間で前払金保証契約を締結し、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける工事が対象となります。

当社は、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に対して債務保証をいたします。

【 地域建設業経営強化融資制度に係る金融保証のイメージ 】



### 3. お申込みの前に（お申込みの受付は、地域建設業経営強化融資制度の実施期間内です。）

金融保証をご利用いただくには、対象となる公共工事の施工について、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 当社との間に前払金保証契約を締結した工事であること。
- ② 出来高が2分の1以上であること。<sup>※1</sup>
- ③ 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
- ④ 役務的保証を必要とする工事でないこと。
- ⑤ 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資制度を利用予定であること。
- ⑥ 未完成部分に要する施工資金の融資について、別に定める金融機関<sup>※2</sup>から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

<sup>※1</sup> 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」の場合、出来高が2分の1未満でもご利用できることがあります。

<sup>※2</sup> 「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。

（詳しくは、当社営業部・支店にお問い合わせください。）

（注）本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 4. 保証手続き

#### （1）保証申込書類

- ① 保証申込書・貸付承諾書
- ② 借入金使途内訳明細書
- ③ 債権譲渡承諾依頼書・承諾書（写）及び債権譲渡契約証書（写）
- ④ 工事履行報告書（写）
- ⑤ 事業協同組合等又は民間事業者の融資額が確認できる書類
- ⑥ その他必要書類

#### （2）借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

#### （3）保証料率

保証料率＝日歩3厘（＝年利換算 1.095% ※ 年365日として換算した場合）

保証料 ＝（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003）

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

#### （4）貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

#### （5）借入金の返済方法

事業協同組合等又は民間事業者と締結する債権譲渡契約証書の定めに従うこととなります。

#### （6）その他

- ① 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける際に、当社は、お客様と事業協同組合等又は民間事業者との間で取り交わした債権譲渡契約証書を確認後、お客様との連名で受益の意思表示をすることとなります。
- ② 保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。



□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

営業部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	TEL 03-3551-9511 FAX 0120-027-036
新宿支店	〒163-0634 新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル34F	TEL 03-3340-2451 FAX 0120-027-158
青森支店	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-722-7262 FAX 0120-027-208
岩手支店	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-624-4480 FAX 0120-027-216
宮城支店	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-262-8531 FAX 0120-027-226
秋田支店	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館 別館	TEL 018-863-1000 FAX 0120-027-623
山形支店	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-622-6625 FAX 0120-027-246
福島支店	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-523-2356 FAX 0120-027-256
茨城支店	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-221-3800 FAX 0120-027-306
栃木支店	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2388 FAX 0120-027-316
群馬支店	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館2F	TEL 027-252-1661 FAX 0120-027-326
埼玉支店	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-861-8885 FAX 0120-027-336
千葉支店	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設センター6F	TEL 043-241-6101 FAX 0120-027-346
神奈川支店	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 横浜関内ビル2F	TEL 045-662-8203 FAX 0120-027-356
山梨支店	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-237-8182 FAX 0120-027-366
長野支店	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL 026-226-7520 FAX 0120-027-376
新潟支店	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-7151 FAX 0120-027-386
富山支店	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-441-4356 FAX 0120-027-406
石川支店	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-1231 FAX 0120-027-416
福井支店	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-21-8686 FAX 0120-027-428
静岡支店	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-2484 FAX 0120-027-506
愛知支店	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-962-3461 FAX 0120-027-516
岐阜支店	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-273-2543 FAX 0120-027-526
三重支店	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-226-4880 FAX 0120-027-536

【平成 28 年 3 月現在】

\* 制度に関するお問い合わせは、当社営業部・各支店までご連絡ください。

西建保発第1号  
平成28年4月

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞 殿

西日本建設業保証株式会社  
取締役社長 小神 正志



地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証事業の  
実施期間の延長について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省は、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、「地域建設業経営強化融資制度」を平成33年3月31日まで5年間延長することとしました。

弊社におきましても、同省からの要請を受け、建設企業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事金融保証事業」の実施期間を同様に5年間延長することといたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様方への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本金融保証の内容につきましては、別添「公共工事金融保証について（お知らせ）」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具



地域建設業経営強化融資制度に係る

公共工事金融保証について（お知らせ）



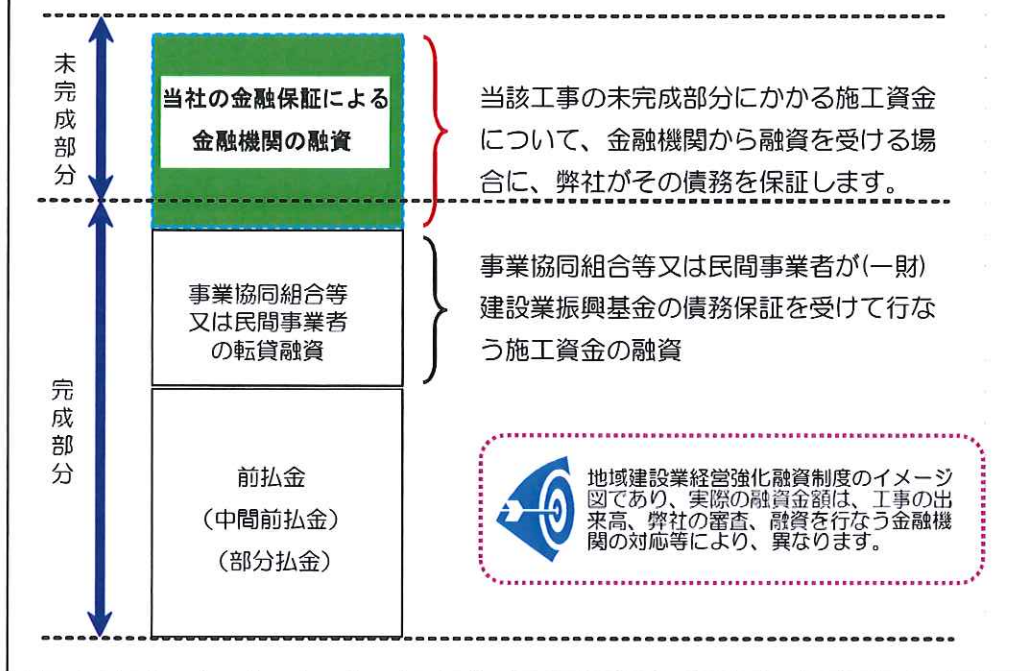
国土交通省では、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達円滑化のために創設した「**地域建設業経営強化融資制度**」を、平成33年3月31日まで延長する措置を講じました。

詳細については、下記のホームページをご参照下さい。

(一財)建設業振興基金・・・<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

- 完成（出来高）部分に対しては、(一財)建設業振興基金の債務保証によって事業協同組合等又は一定の民間事業者が行う転貸融資を受けることができます。
- 未完成部分に対しては、**弊社の債務保証（公共工事金融保証）**によって金融機関から融資を受けることができます。

【 地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証のイメージ 】



詳細については、弊社の各支店にお問い合わせ下さい。  
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認ください。

([http://www.wjcs.net/info/hon\\_shiten.html](http://www.wjcs.net/info/hon_shiten.html))

平成28年3月

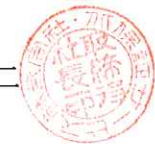
一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞 殿

北海道建設業信用保証株式会社

取締役社長 吉田 義一

北保証サービス株式会社

取締役社長 小林 健二



地域建設業経営強化融資制度に係る金融保証の受付期間延長について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につきまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため、平成20年に「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、これに伴い北保証サービス(株)は公共工事請負代金債権を担保に出来高部分に係る転貸融資を、北海道建設業信用保証(株)は未完成部分に要する金融機関からの資金の借入に係る債務の保証(公共工事金融保証)を実施することにより、建設企業の皆様への円滑な資金供給をご支援させていただいております。

今般、当制度に係る受付期間が平成33年3月31日まで延長となりましたので、貴協会傘下の会員の皆様方への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添の「地域建設業経営強化融資制度のご案内」をご参照願います。

敬具



# 地域建設業経営強化融資制度のご案内



## 【地域建設業経営強化融資制度】

国土交通省は、平成20年8月29日に策定された『安心実現のための緊急総合対策』を受けて、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため『地域建設業経営強化融資制度』を創設しました。これに伴い、北保証サービス(株)は公共工事請負代金債権を担保に出来高部分に係る転貸融資を、北海道建設業信用保証(株)は未完成部分に要する金融機関からの資金の借入に係る債務の保証(公共工事金融保証)を実施しております。制度の概要は以下のとおりです。

### ■制度の概要

- 公共工事の出来高が5割を超えた時点以降に、公共工事請負代金債権を北保証サービス(株)に債権譲渡することにより、北保証サービス(株)の転貸融資(出来高の範囲内)と北海道建設業信用保証(株)の公共工事金融保証を付した金融機関からの融資(出来高を超える部分も可)を受けることができます。
- 中間前払金を受けた後でも当該制度をご利用いただけます(ただし、当該制度をご利用後に中間前払金を受けることはできません)。

### ■制度の強化(平成22年12月22日より実施)

- 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」が対象として追加されました。

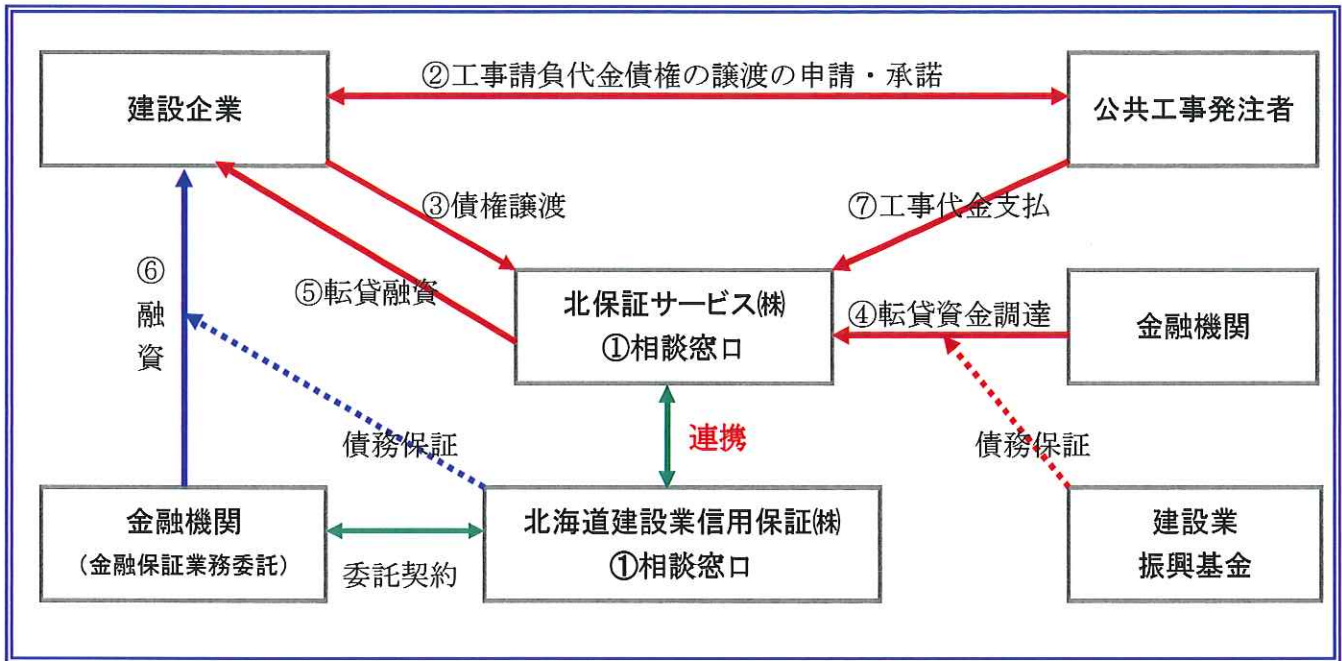
### ■受付期間の延長

- 受付期間が、平成33年3月31日まで延長されました。

詳細につきましては北保証サービス(株)までお問い合わせ下さい。(TEL: 011-241-8654)

北海道建設業信用保証株式会社  
北保証サービス株式会社

■ 地域建設業経営強化融資制度のスキーム図（以下、公共工事の場合）



【スキーム図の説明】

- ①ご利用に先立ち、北保証サービス(株)又は北海道建設業信用保証(株)に照会する。
- ②将来受け取る工事代金の債権（公共工事請負代金債権）を北保証サービス(株)に債権譲渡することについて公共工事発注者に承諾を得る。
- ③北保証サービス(株)に当該債権を譲渡する。
- ④北保証サービス(株)は、当該工事の出来高査定を行った後、金融機関から転貸資金の融資を受ける。
- ⑤北保証サービス(株)から転貸融資を受ける。
- ⑥出来高を超える部分（未完成工事部分）は、北海道建設業信用保証(株)の債務保証（公共工事金融保証）を受け、金融機関から直接融資を受ける。
- ⑦当該工事の完成の確認後、公共工事発注者は北保証サービス(株)に残工事代金を支払う。

【精算手続きー⑦以降の手続き】

- ⑧北保証サービス(株)は、建設企業への貸付金を精算後、残余代金を北海道建設業信用保証(株)に支払う。
- ⑨北海道建設業信用保証(株)は、金融保証付き融資金額を金融機関に返済し、残余代金を建設企業に支払う。

【ご利用の留意点】

- 地域建設業経営強化融資制度は、北保証サービス(株)の転貸融資のみのご利用も可能です。
- 本制度のご利用にあたっては審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。



## ■北保証サービス(株)の転貸融資

- (1) 融資金額：工事出来高金額から前払金、中間前払金、部分払金および違約金を控除した額に担保掛目を乗じた金額の範囲内
- (2) 融資利率：年利1.425%～3.325%  
※融資利率については、融資実行時の金融情勢によって決定いたします。  
※別途、出来高査定費用(上限 80,000 円:税込+交通費等)、事務手数料(10,800 円:税込)がかかります。
- (3) 融資条件：公共工事の工事請負代金債権の債権譲渡
- (4) 融資期間：原則として、融資実行日から当該工事の竣工代金の入金日
- (5) 必要書類：①借入申込書(所定様式)  
②工事請負契約書(写)  
③工事履行報告書(所定様式)  
④債権譲渡契約証書(所定様式)  
⑤債権譲渡承諾依頼書・承諾書(所定様式)  
⑥支払状況・支払計画書(所定様式)  
⑦工事出来高査定に必要となる書類  
⑧その他北保証サービス(株)が求める書類
- (6) その他
  - ①ご利用いただくには、以下の条件を満たしていることが必要となります。
    - A. 出来高が2分の1以上であること。
    - B. 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
    - C. 役務的保証を必要とする工事でないこと。
  - ②工事請負代金債権の譲渡について保証人の承諾が必要な場合は、発注者への債権譲渡承諾依頼書を提出する前に保証人の承諾を得ることが必要になります。

## ■北海道建設業信用保証(株)の公共工事金融保証

- (1) 保証範囲：当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金および北保証サービス(株)からの融資額を控除した金額の範囲内
- (2) 保証料率：年利1.095% (※別途、金融機関からの借入利息がかかります)
- (3) 金融機関：北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行 他
- (4) 必要書類：①公共工事金融保証申込書  
②借入金使途内訳明細書  
③その他北海道建設業信用保証(株)が求める書類

### 【ご利用のメリット】経営事項審査の事務取扱について

地域建設業経営強化融資制度にかかる借入金の額は、経営状況分析『負債回転期間』の負債合計額から控除することができます。控除することができる金額は、北保証サービス(株)および金融機関が残高証明したものに限られます。

## ■融資額の算出（モデルケース）

### 【前提条件】

- ①請負金額 1億円
- ②前払金 4,000万円
- ③工事出来高 70%
- ④違約金 1,000万円（付保割合10%）
- ⑤希望融資金額 3,000万円

### （1）北保証サービスの転貸融資（計算例）

$$(1\text{億円} \times 70\% - 4,000\text{万円} - 1,000\text{万円}) \times 90\% \text{（担保掛目）}$$
$$= \underline{1,800\text{万円}} \text{【転貸融資金額】}$$

### （2）北海道建設業信用保証㈱の金融保証付き融資（計算例）

$$3,000\text{万円} \text{【希望融資金額】} - 1,800\text{万円} \text{【転貸融資金額】}$$
$$= \underline{1,200\text{万円}} \text{【金融保証付き融資金額】}$$

## ■工事完成後の工事残代金の精算（モデルケース）

### 【前提条件】

- ①工事残代金額 6,000万円（1億円－4,000万円）
- ②違約金充当額 0円

（1）発注者から北保証サービス㈱への支払金額	6,000万円
（2）北保証サービス㈱による融資金額への充当額	1,800万円
（3）北保証サービス㈱から北海道建設業信用保証㈱への支払金額	4,200万円
（4）北海道建設業信用保証㈱による金融機関への返済金額	1,200万円
（5）北海道建設業信用保証㈱から建設企業への支払金額	3,000万円

### 【お問い合わせ先】

- 北海道建設業信用保証㈱ 担当 業務部 松田、西科<sup>にしな</sup>  
住所：札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館4階（〒060-0004）  
電話：011-221-2092 FAX：011-222-7148
- 北保証サービス㈱ 担当 業務部 千葉、渡邊  
住所：札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館4階（〒060-0004）  
電話：011-241-8654 FAX：011-222-6601  
貸金業者登録番号 北海道知事(3)石第03008号  
※北保証サービス㈱は、北海道建設業信用保証㈱の子会社です。